

原子力施設等におけるトピックス

令和 7 年 9 月 17 日
原子力規制庁

○対象期間：令和 7 年 9 月 8 日～9 月 15 日

1. 原子炉等規制法第62条の3又は放射性同位元素等規制法第31条の2に基づく報告事案（発生に係る報告に限る）

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
			該当なし	

2. 保安規定に定める運転上の制限(LCO)から逸脱した事案

発表日	事業者名	事業所名	件名	備考
9 月 12 日	東京電力ホールディングス株式会社	柏崎刈羽原子力発電所	柏崎刈羽原子力発電所6号機における運転上の制限からの逸脱について	LCO逸脱(12日14:04)

3. 海外の原子力施設における海外トピックス

・該当なし

4. その他

・該当なし

（別紙1）東京電力ホールディングス株式会社 柏崎刈羽原子力発電所 6 号機における運転上の制限からの逸脱について（当庁 HP）



TOP → 検索結果一覧 → 東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所6号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

報告書

東京電力ホールディングス(株)から柏崎刈羽原子力発電所6号機における運転上の制限からの逸脱に係る報告を受理

ID: NRA100013043

ID: NRA100013043-001 掲載日2025-09-16

概要

更新



原子力規制委員会は、令和7年9月12日に東京電力ホールディングス株式会社から、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第87条第9号の規定に基づき、柏崎刈羽原子力発電所6号機の運転上の制限（注）からの逸脱について報告を受けました。

本事象は、6号機ガスタービン発電機1台が試運転中に停止し、動作不能となったことによるものです。

（注）運転上の制限

保安規定において、多重の安全機能を確保するため、予備も含めて動作可能な機器（ポンプ等）の必要台数等を定めているものです。一時的にこれを満足しない状態が発生すると、事業者は運転上の制限からの逸脱を宣言し、速やかに修理等の措置を行うことが求められます。なお、それらの措置を講ずれば、保安規定違反に該当するものではありません。

受理日

2025年09月12日

ID: NRA100013043-003 掲載日2025-09-16

関係資料

更新

  6号機ガスタービン発電機使用不能による運転上の制限の逸脱について

ID: NRA100013043-004 掲載日2025-09-16

お問い合わせ先

更新



担当

原子力規制庁
原子力規制部 検査グループ
実用炉監視部門 企画調査官 忠内
担当：長澤、飯吉、和泉
電話(直通):03-5114-2262
電話(代表):03-3581-3352

6号機 ガスタービン発電機使用不能による運転上の制限の逸脱について（公表区分Ⅱ）

2025 年 9 月 12 日

東京電力ホールディングス株式会社
柏崎刈羽原子力発電所

2025 年 9 月 12 日午後 2 時 1 分頃、7 号機の横に設置しているガスタービン発電機（以下、G T G）1 台の試運転を実施していたところ、午後 2 時 4 分に自動停止し、使用できないことを確認しました。

また、同時刻に G T G が使用できないことを確認したことから、6 号機の原子炉施設の保安規定に定める運転上の制限※から逸脱したと判断しました。

このため、保安規定で要求される代替措置として、以下の内容を実施しております。

- ・当該系統を動作可能な状態に復旧を開始すること
（午後 2 時 30 分開始、現在復旧に向けて作業継続中）
- ・非常用ディーゼル発電機（以下、D G）1 台を起動し、動作可能であること
（午後 5 時 15 分確認）
- ・当該機能と同等な機能を持つ重大事故等対処設備が動作可能であること
（現在 7 号機 D G からの電源融通ができるように準備を進めております）

今後、当該 G T G が自動停止した原因について調査いたします。

なお、本事案による使用済燃料プール、原子炉の冷却への直接的な影響ありません。

※保安規定では、安全機能を確保するために常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であることを「運転上の制限」として定めており、G T G は、計 1 台が動作可能であることとしている。

以 上

令和7年3月10日施行

表 6 6 - 1 2 電源設備

6 6 - 1 2 - 1 常設代替交流電源設備

(1) 運転上の制限

項 目	運転上の制限
常設代替交流電源設備	常設代替交流電源設備による電源系が動作可能であること※ ¹

適用される 原子炉の状態	設 備	所要数 (号炉毎)
運 転 起 動 高温停止 冷温停止 燃料交換	第一ガスタービン発電機	1 台
	第一ガスタービン発電機用燃料タンク	1 基
	第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプ	1 台
	タンクローリ (1 6 k L)	※ 2
	軽油タンク	※ 2

※ 1 : 燃料移送系の必要な弁及び配管を含む。

※ 2 : 「6 6 - 1 2 - 7 燃料補給設備」において運転上の制限等を定める。

(2) 確認事項

項 目	頻 度	担 当
1. 第一ガスタービン発電機を起動し、運転状態 (電圧等) に異常のないことを確認する。	定事検停止時	電気機器GM
2. 第一ガスタービン発電機を起動し、動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長
3. 第一ガスタービン発電機用燃料タンクの油量が 2 0 k L 以上であることを確認する。ただし、第一ガスタービン発電機の運転中及び運転終了後 1 2 時間を除く。	1 ヶ月に 1 回	当直長
4. 第一ガスタービン発電機用燃料移送ポンプを起動し、動作可能であることを確認する。	1 ヶ月に 1 回	当直長

令和7年3月10日施行

(3) 要求される措置

適用される 原子炉 の 状 態	条 件	要求される措置	完了時間
運 転 起 動 高温停止	A. 常設代替交流 電源設備によ る電源系が動 作不能の場合	A 1. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 1台を起動し、動作可能であることを 確認するとともに、その他の設備 ※ ³ が動作可能であることを確認す る。 及び A 2. 当直長は、当該機能と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可 能であることを確認する※ ⁵ 。 及び A 3. 当直長は、当該系統を動作可能な状 態に復旧する。	速やかに 3日間 30日間
	B. 条件Aで要求 される措置を 完了時間内に 達成できない 場合	B 1. 当直長は、高温停止にする。 及び B 2. 当直長は、冷温停止にする。	24時間 36時間
冷温停止 燃料交換	A. 常設代替交流 電源設備によ る電源系が動 作不能の場合	A 1. 当直長は、当該系統を動作可能な状態 に復旧する措置を開始する。 及び A 2. 当直長は、非常用ディーゼル発電機 1台を起動し、動作可能であることを 確認する。 及び A 3. 当直長は、当該機能と同等な機能を持 つ重大事故等対処設備※ ⁴ が動作可 能であることを確認する※ ⁵ 。	速やかに 速やかに 速やかに

※3：残りの非常用ディーゼル発電機2台をいい、至近の記録等により動作可能であることを確認する。

※4：「66-12-3 号炉間電力融通電気設備」を使用した号炉間電力融通が動作可能であることをいい、当該系統で要求される準備時間を満足させるためにケーブルを接続する等の補完措置を含む。

※5：「動作可能であること」の確認は、至近の記録等により動作可能であることを確認する。